

安心して利用いただけるキャンプ場を目指して
～国設野営場の効果的な施設点検の実施に向けての取り組み～

十勝西部森林管理署東大雪支署 濱田 美雪
倉内 晃

1. 課題を取り上げた背景

現在、支署管内には、国設野営場が4つあり、毎年、施設管理者として利用者の利便性と安全確保のために、各地方自治体との運営委託開始前に所管森林事務所森林官や担当係による施設点検を実施しています。しかし、従来の運営前の施設点検の指示は、主に施設の破損や危険木の有無の確認を求めているのみで、支署内で統一された点検項目や様式等がなく、そのため、点検の対象施設や基準が不明瞭であり、担当者の主観による面もありました。

そこで、支署では、これらの課題を解決するために、野営場の施設点検について内規と点検様式を作成し、今年度より新方式で野営場の施設点検を実施し、今後の野営場の円滑な管理運営にとって効果的な方法について検討しました。

2. 取り組みの経過

施設点検の内規と様式を作成するにあたっては、以下の点に注意しました。また、関係する職員で集まって打合せも行いました。

- ①運営明細書と実際の野営場内にある施設の確認：数量以外に名称に整合性があるかといった点の確認。
- ②点検時期の設定：基本的に委託前、委託後。大雨時などの緊急時にも対応できるよう緊急時点検も設定。
- ③異常があった場合の対応：担当者の報告をもとに森林官と担当係で内容を確認し処理方針を決定。必要に応じて専門業者への依頼や立入禁止等の現地表示、状況によっては運営延期等の対応を取ること。
- ④点検項目の整理：腐朽やひび、ぐらつき等で目視等の簡易な手法でわかり、かつ予想される異常を点検項目とすること。様式はわかりやすいチェックリスト形式とすること。

施設点検は森林官、水道や電気などの稼働点検は森林ふれあい係を主な担当とし、点検結果については、支署内でも供覧しています。

3. 実行結果

然別北岸・然別峡野営場（鹿追町）の例

- ①委託前点検：点検の結果、危険木の報告が計13本あったので、森林官と対応を相談し、運営委託前に伐採することとし、外部委託により処理をしました。また、今回は野営場内の標識数と種類も報告してもらい、運営物件との照合や看板と案内標の内訳等を把握できました。稼働点検の水道では水質検査とともに滅菌器の点検をしました。滅菌器の動作が不安定であったので、飲用に供する際に煮沸を徹底する旨を改めて掲示しました。
- ②委託後点検：危険木の報告があったので、今年度の危険木処理費を参考にして、次年度の計画にあらかじめ計上することとしました。これによって今年度より危険木処理については迅速な対応がとれることが期待できます。

4. 考察

本取組でのメリットとしては以下のものがあります。

- ①報告様式が一樣なのでとりまとめしやすいこと。
 - ②今後、実績を重ねることで客観性のある資料ができ、施設整備の計画が立てやすく、説明もしやすくなること。
 - ③施設の問題点を一覧でき、時系列順に把握できること。
 - ④業務担当者が変わっても同じ基準での点検が可能。
- 一方で、今後の展望としては以下のものがあります。
- ①本取組の一連のシステムとして確立するまで継続して実施。
 - ②様式は点検担当者の意見を取り入れて都度改正すること。
 - ③周知の方法：要注意の箇所について利用者への通知するほか、委託先と支署との情報共有も重要。
 - ④危険木の判定方法：森林整備の危険木とは違う視点が必要。また安心・安全の確保とは別に利用者が野営場に求める環境等を守ることでも大切であるので、危険木の判定方法や注意点の整理が必要。

野営場は、一般の方が多く利用する国有林の施設で、地域・国民の方々への重要な窓口の1つであり、利用者の安心・安全の確保は、国有林への信頼にも繋がるために、今後も効果的・効率的な点検を着実に実施し、「国民の森 国有林」の実現に取り組んでいきたいと考えます。